第十二章　防衛省関係

（自衛隊法施行令の一部改正）

第八十五条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節　審査請求

第六十五条の見出しを「（審査請求の方式）」に改め、同条第一項中「又は異議申立て」を削り、同条第二項中「又は異議申立書」を削り、同条第三項中「又は異議申立書」を削り、「添附する」を「添付する」に改める。

第六十五条の二の見出しを「（審査請求書の記載事項）」に改め、同条中「又は異議申立書」、「の各号」、「（異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）」及び「又は異議申立人」を削り、同条第四号及び第六号中「又は異議申立て」を削る。

第六十六条第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立人」を削る。

第七十三条第一項及び第二項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書中「又は異議申立て」を削り、同条第四項中「又は異議申立人」を削る。

第七十四条中「又は異議申立て」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「又は異議申立書及び「又は異議申立人」を削る。

第七十四条の三中「又は異議申立人」を削り、同条に次の二項を加える。

2　反論書は、正副二通を提出しなければならない。

3　防衛人事審議会は、審査請求人から反論書の提出があつたときは、その副本を処分者に送付しなければならない。

第七十四条の三を第七十四条の四とする。

第七十四条の二第一項中「又は異議申立て」及び「又は異議申立書」を削り、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第三項中「又は異議申立人」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七十四条の次に次の一条を加える。

（審理手続の計画的進行）

第七十四条の二　当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

第七十五条第四項中「行なう」を「行う」に改め、「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の二中「又は異議申立人」を削り、同条に次の二項を加える。

2　処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3　前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第七十五条の四を削る。

第七十五条の三中「若しくは異議申立人」を削り、「を陳述させ」を「の陳述を求め」に改め、同条を第七十五条の四とする。

第七十五条の二の次に次の一条を加える。

（物件の提出要求）

第七十五条の三　防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を留め置くことができる。

第七十五条の五第一項中「若しくは異議申立人」を削り、同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十五条の六の見出しを「（当事者への質問）」に改め、同条中「若しくは異議申立人」を削り、「審査請求人又は異議申立人を審尋する」を「審査請求に係る事件に関し、当事者に質問する」に改める。

第七十五条の八の見出しを「（審査請求人による提出書類等の閲覧）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「又は異議申立人は」を「は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間」に、「処分者から提出された書類その他の物件の閲覧」を「提出書類等（第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。）の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあつては、記録された事項を防衛人事審議会が定める方法により表示したものの閲覧）」に改め、同項を同条第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2　防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第七十五条の八第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条を第七十五条の九とする。

第七十五条の七中「若しくは異議申立人の意見」を「の意見」に、「第七十五条の三」を「第七十五条の四」に、「又は前条」を「第七十五条の六」に、「審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせる」を「当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせる」に改め、同条を第七十五条の八とする。

第七十五条の六の次に次の一条を加える。

（審理手続の計画的遂行）

第七十五条の七　防衛人事審議会は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜（そう）しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2　防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話をすることができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

3　防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

4　防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行つたときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第七十七条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

第七十六条第一項中「又は異議申立て」を削り、「一に」を「いずれかに」に、「審査請求人又は異議申立人の」を「審査請求人の」に、「基き」を「基づき」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号及び同条第二項中「又は異議申立人」を削る。

第七十七条中「又は異議申立人」を削る。